平成２４年（フ）第３９８号
川崎市高津区千年70番地　メイツ武蔵小杉209、前住所川崎市高津区蟹ケ谷60番地１ニューウェルテラス第７日吉516
債務者　熊坂　淳一
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４１９号
川崎市多摩区南生田６丁目５番18号、前住所東京都多摩市南野２丁目29番地１　メゾン渡辺401
債務者　橋本　隼輔
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４２４号
川崎市川崎区大島上町13番10号　塩崎昌弘方
債務者　河野　一子
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４３１号
川崎市川崎区桜本２丁目41番16号、前住所川崎市川崎区桜本２丁目37番１号
債務者　坂本　　聡
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４３２号
川崎市中原区市ノ坪134番地６　シティハウス小杉201、前住所川崎市中原区上丸子八幡町813番地　兼楽ハイム301
債務者　河邉　晃清
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４３３号
川崎市中原区今井仲町245番地８　フォーシーズンハウス206、前住所北海道函館市滝沢町９番５号
債務者　林　眞由美
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４４７号
川崎市幸区中幸町２丁目３番地４　メゾン明和第２―205
債務者　中村　史清
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４８５号
川崎市宮前区野川2245番地　県営住宅19―104
債務者　佐々木義男
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４８８号
川崎市麻生区虹ケ丘２丁目２番16―805号
債務者　横尾　武庸
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３６０号
愛知県岡崎市大和町字沓市場118番地１コーポラスノベルティＡ―108
債務者　大嵜　和江
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月５日午後４時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１２３９号
神奈川県藤沢市高倉2360番地の２　ハイツアイリス101号室
債務者　松崎　賢二
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５４９号
横浜市鶴見区下末吉２丁目23番32号　サニーサイドＢ101、住民票上の住所横浜市鶴見区江ケ崎町24番29―２号
債務者　長尾　裕子（旧姓野口）
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９２９号
神奈川県大和市柳橋３丁目１番地11　ハイツ竹田200号
債務者　武内　金一
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９４５号
横浜市以下秘匿、住民票上の住所神奈川県鎌倉市笛田２丁目11番８号　ラインハウスＳ102号
債務者　下地　弘美（旧姓玉城）
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部